

行旅死亡人に関する告示

行旅死亡人について、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月17日

羽曳野市長 山入端 創



1. 行旅死亡人の死亡当日の日時、場所その他の状況

死亡日時 令和7年2月中旬頃（推定）
死亡場所 羽曳野市高鷲4丁目9番藤井寺グリーンハイツ4号棟211号室
死因 虚血性心疾患（推定）

2. 行旅死亡人の性別、容姿、年齢その他本人特定のため必要な事項

本籍・住所・氏名・年齢不詳の女性（70～80歳位）
身長 約138cm 体格 細身
髪型 白髪交じりの黒髪で長さは約31cm
着衣 混合色長袖セーター、白色長袖シャツ、白色長袖シャツ、白色半袖シャツ

3. 行旅死亡人の死亡当時の所持品その他の遺留物件

所持品 現金、預金通帳2通、キャッシュカード1枚、印鑑5本、鍵束2束、
封筒5枚

4. 処置

遺体は市にて火葬に付し、遺骨は保管しているので、心当たりの方は、羽曳野市保健福祉部生活福祉課まで申し出ること。